

荒川放課後子ども総合プラン

I. 運営管理計画

1. 職員配置

放課後子ども教室・・・常勤職員 2 名、非常勤職員 3 名配置（常時 4 名以上）

荒川ふじクラブ・・・常勤職員 2 名、非常勤職員 3 名（常時 4 名以上）

※放課後子ども教室の配置職員のうち、半数以上は有資格者とします。

※荒川ふじクラブは、4 名以上有資格者を配置します。

2. 職員研修計画

	種 類	内 容 ・ 特 徴
1	OJT(On the Job Training)	職務遂行の過程の中で必要に応じて、仕事を通じてあるいは仕事に関連して継続的に行う研修
2	OFF-JT(Off the Job Training)	一般的な知識・技能等について職場外で行う研修
3	SDS(Self Development System)	職員が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶことを支援し、促進する条件の整備

職務を通じた研修を基本に、専門的なサービスを提供するため、研修の充実を図り、職員の資質の向上に取り組みます。

このため、下記のとおり職員研修を行い、計画的に職員の指導力の向上を進めていきます。

・外部研修

下記の機関・団体が主催する研修に派遣し、職員の経験や希望に応じた資質の向上を図るとともに、資格取得などの支援を行います。

①子どもわくわく課主催の研修会

②東京都主催の研修会

③保健所、消防署等の主催する講習会、研修会

④東京都社会福祉協議会主催の研修会

⑤民間団体等主催のセミナー、研修会

3. 会議

会議名	内 容	開 催	構 成
職員ミーティング (通常)	職員間で情報を共有し、業務が円滑に行えるよう検討、連絡調整を行います。	毎日	全職員
職員ミーティング (定例)	今後の予定の確認、児童についてや現場の課題等の検討等を行います。	毎月	全職員
連絡会議	学校と情報交換をし、業務の協力体制などの連絡調整を図ります。	毎日	学校関係者 職員
西が丘児童館との 定例会議	行事や活動についての確認・調整、気になる児童についての情報を交換します。	毎月	西が丘児童館長 職員
実行委員会	実行委員と放課後子ども総合プランの事業内容を協議します。	適宜	学校、PTA、学校評議員、町会、自治会、青少年地区委員会、児童館長、職員 等

4. 児童の安全対策

日常生活、遊びの中で起きるけがや事故を防止するために、職員は十分な注意のうえにも絶えず「子どもは想定外の動きをする」という認識のもとに、子どもの気持ちを予測し一層の危機管理意識を持って対策を図ります。また、災害や犯罪といった不意に発生する可能性のあるものについても適切な対応ができるような対策をします。

(1) 施設内の安全対策

- ①建物設備、備品、遊具等の安全性について点検し、必要な対応を行います。
- ②子どものいる場所には職員を必ず配置します。
- ③救急箱や応急手当用品の整備や点検等を定期的に行います。

(2) 通学路の安全対策

- ①地域ぐるみの安全確認や安全確保が出来るように、学校をはじめ、PTA や地域の方々と連携して対応します。
- ②荒川小学校前の道路（旧岩槻街道）の安全等への指導及び対応をとっていきます。
- ③学校指定の通学路に準じた帰宅経路の安全指導をし、危険個所を把握、点検します。
- ④冬季は地域の一定ポイントまで児童集団を職員が付添う『見守り』を実施します。

(3) 怪我や事故が発生した場合の体制整備

- ①事故発生を想定したマニュアルを整備し、繰り返しの訓練により職員が身に付けられるようにします。
- ②職員には上級救命講習の受講を義務付け、AED の使用も含め、有事に対応できるようにします。
- ③日常的に起こりうる事故やけがの際、速やかな対応ができるよう、応急手当用品の使用方法の確認や訓練を行います。

(4) 不審者・地震・火災発生時など緊急時の対応

- ①有事を想定し、学校との連携をしっかりと確認します。
- ②防災、防犯に関する計画や指針、マニュアルを整備し、防災・避難訓練を行います。年 4 回以上の防災訓練、また年 2 回程度の防犯訓練も行います。訓練は職員のみではな

- く、子どもとの合同訓練も行います。また、学校の防災訓練には職員も参加します。
- ③放課後ルーム内に防災頭巾など災害対策用品や防犯対策用品を用意し、非常時に備えます。
 - ④日常的に学校職員や地域住民、関係機関等との連絡、連携を密にし協力体制を強化します。

5. 環境管理・衛生管理

(1) 環境管理

- ①職員による始業前、終業後の施設内外（放課後ルーム、校庭、廊下、出入口等）の点検及び清掃・消毒を行い、安全確認を実施します。
- ②消防設備、空調等、必要な設備の点検を学校と協力して行います。また、ごみ処理については、北区環境方針、学校指導方針等に留意し、学校と協議の上、適正に行います。
- ③施設内の備品等の効率的な整理・保管を行い、子どもたちが活動しやすい環境整備を行います。また、感染症防止の観点からおもちゃの選別や遊び方の工夫、ソーシャルディスタンスを保てるような環境整備に留意します。
- ④靴、かさ、ランドセル等の保管方法等をルール化し、子どもたちが自己管理できるよう留意・指導します。
- ⑤はさみ等の文房具類、ゲーム等の玩具、図書等は、子どもたちが自主的に整理整頓できるように留意・指導します。

(2) 衛生管理

- ①新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防、光化学スモッグ等の対応策を整備します。また、学校・所管課及び管轄児童館等の関係機関と連絡を取り合い、感染の防止に努めます。
- ②子どもたちに手洗い・うがいの徹底をし、こまめな手指消毒など清潔保持とマスク着用の徹底等感染症予防に留意します。
- ③日頃から保護者や学校との意思疎通を図る事によって、常に子どもの健康状態や体調変化への目配りを徹底して、子どもの状況把握と病状、異変の早期発見に努めます。また、疾患等の子どもの健康状態については個人情報に配慮しつつ、十分に把握しておきます。
- ④子どもたちの来室時には検温をし、視診による健康観察をします。体調不良が見られる場合には保護者に連絡を取り、速やかな帰宅を促し、感染拡大を防止します。
- ⑤始業前、終業後に職員による清掃・消毒を毎日行います。また、必要に応じて子どもたちにも役割分担をし、清掃を実施します。
- ⑥夏・冬等、部屋の採光、気温、室温、換気（30分に1回以上）などに留意します。
- ⑦水回りの消毒、トイレの清掃等は、学校と協力連携しながら行います。
- ⑧感染症等が発生した場合は、学校、保健センター、所管課との連絡調整をし、施設の消毒、衛生管理、室温管理、換気等に注意を払います。またルーム内に貼り紙を掲示する等、利用者への告知、協力を呼びかけます。
- ⑨食事指導を行う際、子どもたちの衛生指導、施設の衛生管理を実施します。

Ⅱ. 一般登録児童

運営基本計画

1. 日常活動

来室から帰宅まで、放課後ルームを拠点に、小学校校庭、体育館等で職員が見守るなか、安全で自由に過ごします。このほか月に1回程度、集団で楽しめる季節行事を計画します。また地域の方々や児童指導員の技術を活かした活動も実施します。

また勉強タイムを設けるなど、子どもたちが勉強・学習できる環境整備を行います。

※日課表、行事表を参照

(1) 低学年の活動

低学年児童が、遊びを通して心と身体を鍛え、やさしさと思いやりを育むことができるよう支援します。また、スポーツ活動や学習など多様な活動も行い、児童の自主性、創造性、社会性などを養います。

保護者や学校とは日常的に連絡を密にし、一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもたちに信頼され、共感される対応を行っていきます。

(2) 高学年の活動

高学年児童に対しては、居場所としての空間や場を提供します。また新しいスポーツや創造的な遊びを導入し、様々な体験の幅を広げ、チャレンジできる遊びや学習を子どもたちの意見も取り入れ、実施していきます。

更に異学年集団のリーダーとしての活動を支援していきます。

(3) 特別な支援が必要な子どもへの対応

こころや身体の発達に遅れなどの障がいや、行動に問題がある、また日本語が不自由な場合には、学校や専門家、家庭と十分に連携をとり、必要な記録をとるなど、配慮と支援を行っていきます。遊びや活動等は他の子どもたちと一緒に行動できるよう、友だちとのコミュニケーションを大切に育成します。また、周りの子どもに対して支援・ケアも行い、その子どもに対する理解が深まるよう対応を行います。

(4) 異学年交流

共通の集団生活の場で過ごすことで、異学年の子どもたちとの交流を図っていきます。日常の活動においては、異学年交流の自発性を見守り、行事企画においては異学年交流の場を設けます。

(5) クラブ活動

子どもたちの興味関心を軸とし、継続的かつ主体的な活動のクラブ活動を実施します。また、児童や保護者のニーズが高い活動について、新規クラブとしての活動を検討します。

- ・クラブの異年齢メンバー同士での仲間意識の芽生えと発展を目指します。
- ・集団での活動を通し、周囲への気配りの心を育み、社会性を身につけます。
- ・クラブ活動を通して一生懸命に取り組む姿勢を育み、専門技術の向上を目指します。

- 卓球クラブ
 - ・対外交流などの他地域の児童との交流ができる機会を作ります。
- ダンスクラブ
 - ・発表会の機会を通し、達成感を得られる機会を作ります。

2. 日課表

時間	月曜日～金曜日の場合	学校休業期間中・土曜日の場合
8:30		出勤 開室準備
9:00	出勤 開室準備	児童受け入れ ※1 児童勉強タイム見守り
9:30		児童遊び見守り
11:00	非常勤出勤 職員ミーティング ※3	
12:00	昼休憩	午前退室時間 児童昼食指導 ※2・昼休憩(交代制) 昼食後片付け
13:00		午後児童受け入れ 児童勉強タイム見守り 児童遊び見守り
14:10	児童受け入れ 児童勉強タイム見守り 児童遊び見守り	
16:30	11月～2月 一般児童退室 ★	11月～2月 一般児童退室 ★
17:00	4月～10月、3月 一般児童退室★ 閉室準備	4月～10月、3月 一般児童退室★ 閉室準備
17:30	特例利用児童最終退室	特例利用児童最終退室
17:45	終業	終業

- ※1 特例利用児童の受け入れは、9時から17時30分
- ※2 昼食持参の場合、正午～午後1時の間は昼食を食べる場所を提供する。
- ※3 学校・学童クラブとは日常的に情報交換を行い、必要に応じて打ち合わせを行う。
★見守りについては状況に応じて対応します。

3. 行事

荒川小学校に在学する子どもたちの放課後の居場所として、四季の変化を感じ取り、日本の伝統や自分の住む地域を愛することができるよう、プログラムを作成します。また、普段はなかなか実践できない校庭を活用した「体力作り」にも取り組んでいきます。実施の際はやり方や内容を工夫し、感染症防止に努めます。

<令和3年度 行事予定>

月	行事	月	行事
4月	・進級おめでとう会	その他	・クラブ活動
5月	・こどもの日		・PTAやおやじ連の活動への協力
7月	・七夕会		・近隣の祭での職員によるパトロール
8月	・平和を祈る会		・外出など地域をステージとした活動
9月	・防災を学ぶ会		・閉校にちなんだ活動
10月	・わくわくまつり・ハロウィン		・特別講師を招いての行事
12月	・年末お楽しみ会		ニュースポーツ、書道など地域の方による企画
1月	・新年おめでとう会		
2月	・節分		
3月	・卒業おめでとう会		

※その他の活動も、協議のうえ実施に向け検討していきます。

4. 特別活動

放課後子ども総合プランの魅力をより高めていくため、下記の様な特別活動を行います。

(1) 特別講師を招いての行事

荒川小学校の学区域内に居住する、または北区内に居住する特別な専門技術を有する方等を探し、その方を特別活動講師とし、特別活動を実施します。普段なかなか触れることができない専門性に触れ、児童の世界観を広げ、児童の意欲の向上を目指す事を目的とします。

- ①各種専門家を招き、技術指導や、児童と一緒に遊べる遊びを行うプログラム活動を行います。
- ②地域の方や元教師の方を招いて子どもの視野を広げるような行事を行い、子どもの学びをサポートします。
- ③活動によっては児童を講師の活動場所に引率し、特別活動を実施します。

(2) 親と子が交流を深められるような活動

土曜日等に保護者も一緒に楽しみ、交流できる活動を行います。

- ①親子でスポーツを楽しめる活動を行います。
- ②親子で参加できる活動を行います。
- ③その他、レクリエーション大会など親子でできる活動を検討します。

(3) 学校外をステージとした活動等の提案

北区、小学校、実行委員会と協議をして、学校外をステージとした活動を、学校休業時等に行います。この活動は、学校の外だからこそできる様々な体験活動を行う事を目的とします。

- ①学校周辺にある地域の公園（北区中央公園・北区清水坂公園・赤羽自然観察公園等）や文化施設（北区中央図書館・ふれあい情報館）での活動を行います。
- ②特別活動として地域施設や地域商店などに出かける活動を行います。

5. 地域との連携

地域と連携をとって様々な活動を行うために、下記の取組みを行い、地域福祉の向上に資することに力を注ぎ、児童の健全な育成を図ります。

(1) 地域と積極的に交流を図り、地域と共に育ち、安全・安心で信頼される放課後子ども総合プランを目指します。

- ①情報共有
- ②地域の人的資源の積極的受け入れ
- ③ボランティア等の積極的受け入れ

(2) 学校や警察、自治会、民生・児童委員、青少年委員など子どもを取り巻く地域の関係者、関係機関と定期的に運営状況を伝達し合い、信頼関係を構築し、情報共有や意見交換を行います。

- ①円滑な運営と活動の充実を図る実行委員会の設置
- ②地域の町会・自治会や青少年地区委員会との合同行事の実施、及び参加
- ③地域のお年寄りや高齢者施設と連携し、世代間交流の実施

(3) 子どもが地域を愛し、誇りを持てるように地域の歴史を学び、伝統を引き継いでいけるよう支援します。

- ①地域の文化施設に外出したり、地域を探検する活動の実施
- ②伝統文化に触れたり、地域の歴史を学べるような活動の実施

6. 学校との連携

147年の歴史と伝統を有する荒川小学校の教育目標や方針を十分に理解して運営にあたります。また、定期的に運営状況を伝達し信頼関係を構築するとともに、問題行動等の発生の場合には協力して解決に取り組みます。

◆活動内容や運営管理に関して定期的に情報交換を行い、きめ細かく対応をしていきます。

- ①緊密な連絡・調整、及び、日常的な情報交換（施設利用、下校時間の変更など）
- ②学校行事（運動会、学芸会、学校公開、水泳指導など）に留意した運営
- ③学校行事に積極的に参加し、学校での子どもの様子の把握
- ④個々に抱える問題に対して情報交換と問題状況の把握、必要に応じ個別指導の実施

7. 家庭との連携

子どもの生活を守り豊かな成長を保障していくために、家庭との十分な信頼と協力の関係構築に努めます。このため、下記の取組みを行い、その実現を目指します。

目的	具体的な取組み	形態	内容
(1)情報の提供と交換	わくわくひろば だよりの発行	配布	② 毎月1回の発行 ②月間予定、行事等の紹介
	電話連絡・手紙 (必要に応じて)	交換	② 定期的に交換 ②緊急性のあるものは即日報告
	配信メール システムの活用	提供	② 子どもの入退室連絡 ②緊急時の情報発信
	ホームページの 開設	提供	② 月間予定、行事等の紹介 ②緊急時の情報発信
(2)共に考え、創る	運営への参加	参加	①親子参加型活動の実施 ②地域交流行事の共催 ③わくわくひろば運営への保護者の参画

(1) 情報の提供と交換

- ①毎月のおたよりや電話連絡・手紙を通して、それぞれの子どもの日々の様子を伝え合い、保護者との信頼、協力関係を築いて、個々の状況や問題に対して共に考えていきます。
- ②職員と保護者が共に子どもを育てるという視点から互いに補い合い、一緒に子どもの成長を見守っていく姿勢を大事にします。
- ③ホームページ・配信メールシステムを活用し、緊急連絡を含めた情報を迅速に保護者へ周知します。

(2) 共に考え、創る

- ①アンケートの実施などにより、保護者のニーズを把握し、プランの運営に活かしていきます。
- ②親子参加型の行事を通じて、子どもと保護者、職員間の交流を深め、各家庭のコミュニケーションや絆の強化に努めます。また、日常的に保護者が見学できるよう配慮します。
- ③行事での手伝いや本の読み聞かせなど、ボランティアとして参画していただく機会を作ります。

Ⅲ. 荒川ふじクラブー放課後児童健全育成事業ー

1. 運営方針

保護者が就労等のため留守になる家庭、また育児休業などにより日中適切な保護ができない家庭の児童に、安心して過ごせる生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る。また友達との交流や様々な遊びを通して、児童が可能性を広げていくことができる成長の場となるよう、一人ひとりの児童に細やかな配慮と働きかけをして、運営を行っていきます。

- 1 児童が居心地よく過ごし、安全に遊ぶことができるよう、環境を整備します。
- 2 児童が毎日安心して楽しく通えるよう、保護者の方や学校と連携し、児童への理解を深めていきます。
- 3 基本的な生活習慣を身に付けていけるよう、生活のマナーやルールを習慣として積み重ね身につけていきます。
- 4 集団活動を通して、人と関わる楽しさや、仲間を大切にすることを育てていきます。
- 5 善悪の判断ができ、物事をしっかり考え行動できるようにします。
- 6 児童が自主的に活動できるよう働きかけをします。
- 7 異年齢集団の中で色々な遊びや経験を通し、異学年交流を図ります。
- 8 日常のおやつやクッキング体験等の活動を食育の視点を持って提供し、食への関心や意識を高めます。
- 9 外出や誕生会などの学童クラブ独自の集団活動を通し、生活の場であるクラブへの帰属意識を高め集団活動ができるようにします。
- 10 クラブ室を拠点としながら、わくわく荒川ひろばも利用し、スポーツ、工作などの色々な遊び、経験を通して児童一人ひとりの創造力と豊かな情操を養います。
- 11 わくわく荒川ひろばの活動に積極的に参加し、一般登録児童との交流も図っていきます。

2. 運営基本計画

(1) 日常活動について

登室から帰宅まで、クラブ室を拠点に、放課後ルーム(わくわく)、小学校校庭、体育館等で職員が見守る中、日課表に沿って過ごします。日常的な遊びがより豊かになるよう支援し、おやつタイム、学習タイム、当番活動等を通して必要な生活習慣を身につけていきます。

※日課表を参照

(2) おやつについての考え方・取り組みについて

おやつは子どもたちが午後の活動を一杯行うためのエネルギー源として、また発育盛りの身体の発達のためにも重要であると考えます。

栄養や味のバランスを考え、3, 4品のメニューを日々品を変えて提供します。また、食べる量については個人差があるため、配膳やおかわりのときに調整できるようにします。食物アレルギーや宗教上の理由がある子どもは、保護者と確認を行い、食べられないものについては、代替のものを用意するようにします。また、感染予防対策について十分留意しながらおやつを提供します。

(3) 年間行事について

毎月1回、誕生会を行うほか、季節の行事、伝統文化に親しむ活動、創作活動、運動活動なども行います。さらに、年に数回の外出行事を行います。また、保護者会や個人面談等を行い、学童クラブと保護者、保護者同士の理解と連携を深めます。

※年間行事を参照

(4) 見守りについて

クラブに在籍する児童の帰宅時の安全を図るため、4月及び10月～2月の帰宅時に職員や地域のシルバー人材センターの方々の協力によりコース別に一定の地点まで見守りを行います。

(5) 家族との関わりと相談活動について

連絡帳や個人面談を通してそれぞれの児童の日々の様子を伝え合い、保護者との信頼、協力関係を築いて、個々の状況や問題に対して共に考え対応し、一緒に児童の成長を見守っていく姿勢を大事にしていきます。また、保護者会や親子行事を開催し、同じ環境で子育てをしている保護者同士が交流し合える場を設けます。必要に応じて児童の健全な成長のために専門機関とも連携し、問題の解決を図っていきます。

(6) 学校等との関わりについて

お便りの交換や、様々な話し合いの場を通して、学校との協力関係を築いていきます。また、児童が個々に抱えている問題に対しては、お互いに情報を交換し、多角的な視点で児童を捉えながら、速やかに解決を図っていただけるようにします。学校以外の関係各所とも情報交換をし、連携を図っていきます。

(7) 特別な支援が必要な子どもへの対応について

こころや身体の発達に遅れなどの障がいや行動に問題がある、また日本語が不自由な場合には、学校や専門家、家庭と連携をとり、必要な記録などをとるようにし、個々に合った対応を行っていきます。遊びや活動等は他の子どもたちと一緒に行動できるよう支援し、友だちとのコミュニケーションを図れるように配慮します。

(8) 異学年交流について

異年齢集団の良さを活かし、上級生が下級生をサポートしていただけるよう支援します。また、わくわく荒川ひろばの行事に積極的に参加し、幅広い異学年交流を図っていきます。

(9) その他

毎月のお便り等で、子どもたちの様子を伝えていくことによって、学童クラブの活動内容を保護者や学校にも広く理解してもらえよう努めます。

(10) 年間目標・指導計画

月	月間(学期)目標	生活・余暇指導及び 指導上の留意点	行 事 名
4 5 6	<ul style="list-style-type: none"> ・友達や職員の名前を覚える。 ・クラブでの生活の流れ、きまり、当番の仕事を覚える。 ・遊びを通して友達の輪を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名札の準備や自己紹介の機会を作る ・生活に早く慣れるように援助する。 ・梅雨の時期、室内での遊びを工夫し充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・保護者会 ・個人面談 ・避難訓練
7 8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏ならではの豊かな遊びを経験する。 ・集団の中で役割を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな生活体験ができるように行事等を企画する。 ・規則正しい生活ができるように指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・夏外出 ・夏休み工作 ・避難訓練 ・親子行事
9 10 11 12	<ul style="list-style-type: none"> ・集団遊びに積極的に参加し、遊ぶ仲間を増やす。 ・遊びを通して体力作りをする。 ・遊びを考え充実させたり協力して集団遊びのおもしろさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団遊びを通して、思いやり、仲間意識を育てる。 ・手洗い、うがいを徹底し、体調の自己管理ができるよう指導する。 ・遊びを提案し、体験の幅を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・避難訓練 ・わくわく荒川ひろばまつり
1 2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの遊びの楽しさに触れ、挑戦してみる。 ・進級する喜びと自覚を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体を使った遊びや道具を使った遊び等、さまざまな種類の昔遊びを提供する。 ・進級への期待を高めながら役割の引継ぎをし、自覚を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昔遊び ・避難訓練 ・保護者会 ・お別れ会 ・新入生説明会

*誕生会を毎月行います。

*わくわく荒川ひろばの行事に参加します。

*年に1~2回程度、親子行事を実施します。

*都合により変更する場合があります。

(11) 日課表

時間	子どもの動き（月～金）	子どもの動き（土曜・三期休業）
8:00		順次常勤職員出勤
8:15		受け入れ準備 児童登室開始
9:15	順次常勤職員出勤	学習タイム開始
10:00	事務作業 おやつ購入	自由遊び
12:00		昼食開始
13:00	順次非常勤職員出勤 職員ミーティング 受け入れ準備 児童登室開始、学習タイム 自由遊び (校庭・体育館・放課後ルーム・学童クラブ室)	昼食終了 ※夏季休業中は1時間程度の午睡 遊び開始
16:10	おやつ開始	おやつ開始
16:45	おやつ終了	おやつ終了
16:50	児童退室準備、帰りの会	児童退室準備、帰りの会
17:00	児童退室①	児童退室①、順次職員退勤
17:30	児童退室②	児童退室②
18:00	児童退室③ 延長育成	児童退室③（※土曜は18時閉室） 延長育成
19:00	児童最終退室（見守りなし、保護者の迎えのみ）	児童最終退室（見守りなし、保護者の迎えのみ）
19:15	清掃、職員退勤	清掃、職員退勤

(12) 年間行事

月	荒川ふじクラブ	わくわく荒川ひろば
4	新入生歓迎会 保護者会	進級おめでとう会
5	ミニ外出	こどもの日
6	個人面談	
7	保護者会	七夕会
8	夏外出 夏休み工作 手作りランチ 親子縁日	平和を祈る会
9		防災を学ぶ会
10	ハロウィンパーティー ミニ外出	わくわくまつり ハロウィン
11		
12	個人面談 クリスマス会 大掃除	年末お楽しみ会
1	オリジナルかるた作り 昔遊び	新年おめでとう会
2	バレンタインおやつ 節分	節分
3	お別れ外出、卒室パーティー ミニ外出 入会説明会 保護者会	卒業おめでとう会
その他	近隣児童館行事への参加・協力 PTA・おやじ連行事への協力	
	誕生会(各月)、班活動 避難訓練 おはなし会(隔月)	クラブ活動、特別講師を招いての講座 近隣の祭りでの職員によるパトロール

※わくわく荒川ひろばの年間行事には全員で参加します。

※三期休業中の長期の休暇時はミニ外出など、子どもたちが飽きのこないように工夫し、行事や企画を考えます。

※食育に関する行事の実施には感染予防対策を施す等の十分な配慮をします。

<その他の経費>

- ・ 毎月のおやつ代 1,500 円は通常のおやつだけでなく、毎月の誕生会等にも活用します。
- ・ おやつ代監査は、年度末に保護者の方（2名選出）に監査をしていただきます。
- ・ 手作りランチを実施する際は別途集金をします。

(13) 学童クラブ入会事務の予定

月	予定	内容
10	学童クラブの案内掲示	就学時健康診断の時（10月～11月）
11	ポスター掲示	2021年11月上旬頃
12	必要書類の配布	2021年11月下旬～2021年12月下旬
	利用申請受付	2021年12月中旬～2022年1月中旬
1	選考期間	2022年1月中旬～2022年1月末
	申請書ファイル提出	2022年1月末 ※係へ持参（交換便不可）
2	障害児受け入れ審査会	2022年2月初め頃 ※障害児生活状況調査表を1月末までに提出
	利用承認通知発送	2022年2月末
	利用申込	2022年2月末～2022年3月中旬
3	承認後の書類受付	減額免除申請書 2022年3月中旬まで 間食費扶助費申請書 2022年3月中旬まで

IV. 苦情解決システム

1. 苦情解決・処理・対応に関する基本方針

(1) 苦情対応に関する基本方針について

①子どもの成長の段階に配慮した申し出方法を工夫します。

- ・子どもの成長段階に応じて、要望・相談・苦情の申し出が行えるよう意見箱や申出書等の工夫を行います。
- ・保護者等が子どもの代弁をして申し出を行うことができるようにします。
- ・子どもたちとの話し合い等の場で自由に意見が言える雰囲気大切に、子ども主体の運営内容の構築に結びつけるよう努めます。

②子どもの権利を守ります。

- ・北区の法人施設の第三者委員と連携・協力し、苦情等の対応に対する公平性、透明性の確保に努めます。
- ・法人の施設オンブズマン制度の活用を図ります。

③保護者、近隣からの苦情をサービス内容の質の向上に結びつけます。

- ・保護者、近隣からの苦情に対しては、申し出窓口を明らかにし、速やかに対応していくことを基本方針とします。
- ・最終的にはサービスの質の向上に結びつけるとともに信頼・協力関係を再構築し深めていくことを目的とします。

(2) 苦情対応に関する改善に向けた基本手順について

下記の流れに沿って解決を図っていき、適切な対応を行います。また、利用者の権利・利益の擁護ならびにサービス内容のチェック及び質の向上に繋がります。

①相談・苦情受付及び課題の整理⇒②事実の確認（調査）⇒③対応策の検討
⇒④対応策の決定と説明⇒⑤対応策の実施⇒⑥改善状況の確認とフォローアップ

(3) 苦情処理の体制

1、苦情解決責任者	事務局長、管理課長、現場責任者
2、苦情受付担当者	現場の職員が苦情受付の基本業務を行い、統括する現場責任者を設置
3、第三者委員	社会性や客観性の確保、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、法人拠点内に第三者委員を設置
4、施設オンブズマン	公正中立な立場から調査を実施、サービス改善勧告等を行う施設オンブズマンを設置

V. サービス評価

放課後子ども総合プラン事業のより良い質の向上を図るため、利用者アンケート調査等により広範囲の対象者から利用に関わる評価や意見を求め、サービスの質の向上に取り組んでいきます。

<評価の目的>

- ①組織運営及びサービスの現状について、客観的な評価を受けることで、事業目的を果たしているかどうかを把握する機会とします。
- ②利用者調査を通じて、現在利用している子ども及び保護者の声を集めると共に、日頃あまり利用していない子どもたちからも可能な限り声を集め、今後のサービス向上のための材料とします。
- ③事業所としての自己評価を通じて、組織運営及びサービスの現状を振り返り、組織内部の価値観を共有する機会とします。
- ④サービス評価アンケート結果については、報告書の閲覧を行う等周知していきます。

VI. 職員のサービスマナー

円滑な業務運営のために保護者、学校、地域との連携が重要であり、次のようなサービスマナーで対応します。

* 児童に対する対応

- ・ 職員は親しく身近な大人であると同時に一社会人としての見本となるような態度を心がけます。
- ・ 児童の呼び方については慎重に考えて対応します。
- ・ 危険な行為については、直ちに中止するよう指導します。
- ・ 児童の言葉づかいやマナーについては気がついた時点で、その都度改めるよう指導していきます。

* 職員の日常的な心がけ

- ・ 名札をつけ、児童や来訪者にも分かるようにします。
- ・ 丁寧な言葉遣いをするよう、心がけます。
- ・ 施設内の清潔や安全に常に気をつけます。
- ・ 児童のこと、対外的なこと等情報を共有化し、職員全体で業務運営の向上に努めます。
- ・ 仕事中は、活動しやすい服装等に心がけ、対外的な場に赴くときには、節度のある服装で対応します。